

180日超え入院について

同じ症状による通算の入院期間が180日を超えますと、患者様の状態によっては健康保険からの入院基本料の15%が支払われません。

180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、

入院基本料の15%は選定療養費として患者様の負担となります。

当院では、入院期間が180日を超えた日から、以下の金額が患者様の負担となります。

一般病棟入院基本料（急性期一般入院基本料1）

1日につき2,783円(税込)

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象とはなりませんので、選定療養費の徴収はいたしません。

- 厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- 重症個室に入院されている方
- 重度の肢体不自由者、重度の意識障害者（日常生活自立度B以上）
- 脊椎損傷等の重度障害者
- 人工呼吸器を使用されている方
- 人工透析を週2回以上実施されている方（日常生活自立度B以上）

この他にも選定療養から除外される条件があります。

詳しくは医事課にお尋ねください。

（保険外併用療養費に基づく掲示）
山口県立総合医療センター院長
令和6年6月
医事課作成